

平成17事業年度
事業報告書

自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日

独立行政法人
国際観光振興機構

平成17事業年度 事業報告書

平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで

I. 事業の概要

(1) 独立行政法人国際観光振興機構の目的と業務

① 目的

独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）は、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内、その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。

② 業務概要

- ・外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝を行うこと。
- ・外国人観光旅客に対する観光案内所の運営を行うこと。
- ・通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第11条第1項の規定に基づき、同法及び通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）等に従って、通訳案内士試験の実施に関する事務を行うこと。
- ・国際観光に関する調査及び研究を行うこと。
- ・国際観光に関する出版物の刊行を行うこと。
- ・前各項目の業務に附帯する業務を行うこと。
- ・国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成6年法律第79号）第11条に規定する業務を行うこと。

(2) 設立の根拠となる法律

独立行政法人国際観光振興機構法（平成14年法律第181号）

(3) 主務大臣 国土交通大臣

(4) 事務所

<国内>

- | | |
|-----------------------|----|
| ・本部 | 東京 |
| ・ツーリスト・インフォメーション・センター | 東京 |

<海外>

- | | |
|---------------|---------|
| ・ソウル観光宣伝事務所 | ソウル市 |
| ・北京観光宣伝事務所 | 北京市 |
| ・上海観光宣伝事務所 | 上海市 |
| ・香港観光宣伝事務所 | 香港特別行政区 |
| ・バンコック観光宣伝事務所 | バンコック市 |

- ・シンガポール観光宣伝事務所
 - ・シドニー観光宣伝事務所
 - ・ロンドン観光宣伝事務所
 - ・同フランクフルト分室
 - ・パリ観光宣伝事務所
 - ・ニューヨーク観光宣伝事務所
 - ・ロス・アンジェルス観光宣伝事務所
 - ・同サンフランシスコ分室
 - ・トロント観光宣伝事務所
- シンガポール市
シドニー市
ロンドン市
フランクフルト市
パリ市
ニューヨーク市
ロス・アンジェルス市
サンフランシスコ市
※3月末に閉鎖。
トロント市
(平成18年3月末現在)

(5) 役員の状況

| 役職 | 氏名 | 任期 | 担当職務 |
|-----|-------|----|---|
| 理事長 | 中村 稔 | 4年 | |
| 理事 | 新井 俊一 | 2年 | 管理部、経理部及び海外市場開拓部の所掌する事務並びに事業開発部のビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)事業に関する事務 |
| 理事 | 登 誠一郎 | 2年 | 理事長が特に命ずる事務 |
| 理事 | 坂本 龍治 | 2年 | 国内サービス部及び事業開発部の調査・情報室の所掌する事務 |
| 理事 | 安田 彰 | 2年 | コンベンション誘致部の所掌する事務及び事業開発部の事業企画・会員サービスグループの所掌する事務 |
| 監事 | 入谷 盛宣 | 2年 | |
| 監事 | 長岡 孝 | 2年 | |

(平成18年3月末現在)

(6) 職員の状況

104名(平成18年3月末現在)

II. 事業の経過及び成果

1. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営

- ① 観光立国の実現を目指し、VJCに最大限貢献するため、JNTO本部職員がVJCの各事業推進チームのメンバーとして、市場ごとの事業方針、具体的事業計画の策定、個別事業の執行管理に参画した。
- ② 前年度に策定した「ビジョン&ミッション」を掲載した名札を、全役職員が

着用するとともに、外国語版を策定し、全機構的な定着を図った。

- ③ 全機構的なプロジェクトの実施に際し、部を横断するメンバーによる CFT (Cross Functional Team) を設置し、対処した。
- ④ VJC の重点市場国であるシンガポールへの事務所設立に向け、準備を行い、平成 17 年度 12 月に現地政府から設立許可を取得した。

(2) 人材の活用

- ① 全ての職員を対象に、平成 16 年度を評価対象期間として、適正かつ厳格な人事考課を実施し、処遇に反映させることにより、職員の意欲向上を図った。
- ② 中途採用者・出向職員を対象としたオリエンテーション、外部講師による中間管理者マネジメント研修等、多様な研修を行うとともに、職員の専門的能力の向上を図るため奨学金制度を充実させた。
- ③ 前年度に引き続き、民間から優秀な人材を受け入れた。

(3) 効率的・効果的な業務運営の促進

- ① 規程、内規類の改正を行い、稟議の迅速化・簡素化、決裁権限の委譲、業務改善提案制度の創設、出張手続きの簡素化、海外事務所長への権限委譲等を実現した。
- ② IT を活用した情報共有化等のため、グループウェア「サイボウズ」を試験利用した。

2. 外国人旅行者誘致活動

- ① 効果的な VJC 事業を企画立案するため、毎年 2 月に開催していた「海外事務所長会議」を 10 月と 2 月に 2 度開催し、最新市場動向に基づく VJC 事業の提案を行った。
- ② 訪日旅行者数最多を誇る韓国市場向けに、ソウル事務所が管理するローカルウェブサイトを開設し、韓国人の好みやニーズに一層合致した観光情報提供を開始した。
- ③ 海外宣伝事務所では、市場のニーズに合わせてニュースレターを作成し、報道機関や旅行会社等へ随時発信する等、訪日旅行に関する広報活動を積極的に行った。
- ④ 「旅フェア 2005 インバウンド商談会」、「Yokoso! Japan Travel Mart2005 インバウンド商談会」等へのツアーオペレーター招請、共同広告の実施、機構独自に実施した広告での旅行商品紹介、旅行パンフレットの作成支援、旅行見本市への共同出展等の事業を通じ、市場国ツアーオペレーターによる訪日ツアーの開発・造成を支援した。
- ⑤ 「温泉」、「愛・地球博」等テーマを明確に打ち出した旅行商品の造成を目的として、ツアーオペレーターの招請事業を行うとともに、広告の掲載、マスコミ招請による記事掲載等の手段で旅行商品の販売促進を行った。
- ⑥ 日本と周辺諸国を周遊する旅行商品を造成・販売を支援するため、韓国、中国、香港等の政府観光局 (NTO) と共同事業を実施し、新たな訪日旅行需要の掘り起こしを行った。

- ⑦ 前年度に「i」案内所運営主体を民間企業へも拡大した結果、鉄道会社が運営する3箇所の観光案内所を含む11箇所を「i」案内所に指定することが出来た。また、「i」案内所がゼロであった埼玉県において4箇所の指定を実現した。
- ⑧ 日本各地で開催される外国人旅行者の誘致、受入をテーマとした研修会に職員を講師として派遣した。派遣回数は合計で50回を超えた。
- ⑨ 最新情報・資料の相互共有、都市との帯同による国際会議主催者へのセールス、担当都市訪問時の会議誘致コンサルティング等、国際会議誘致のために具体的な支援活動を行なった。
- ⑩ 「日本コンgress・コンベンション・ビューロー（JCCB）」と、IME（国際ミーティング・エキスポ）を共催した。
- ⑪ 国際会議観光都市・コンベンション推進機関を対象に各種人材育成研修会を実施した。
- ⑫ 通訳案内業試験において、受験者が多い中国語の第2次試験を東京だけでなく、京都、福岡でも実施し受験生に対する便宜を図った。

3. 運営資金調達の状況

当期の運営資金調達については、国際観光振興事業経費及び国際会議主催者への交付金事業経費等への充当分として次のとおり行った。

- ① 政府から運営費交付金として、2,295,115千円の交付を受けた。
- ② 賛助団体・会員等から賛助金・協賛金として、306,471千円の拠出を受けた。
- ③ 国際会議の開催に係る寄附金として、282,541千円の拠出を受けた。

Ⅲ. 決算期後に生じた法人の状況に関する重要な事実

該当なし。